

(要望項目)

(1) エンブルシティ島田(旧ジャスコ島田店跡地)の開発について(継続)

平成 11 年 9 月にジャスコ島田店が閉店して以来、空き店舗となっていた旧ジャスコ島田店跡地に部屋数 70 戸のマンション(エンブルシティ島田)が建設中で、既に分譲が行われております。中心市街地の定住人口増は、島田市の商業、特に中心市街地の商店街にとってまさに商機到来であり、個店並びに商店街の魅力を増し、地元での購買促進を図って行かなければなりません。

しかしながら、ご承知の通り、エンブルシティ島田建設地は、平成 11 年 3 月に県下で最初に策定された島田市中心市街地活性化基本計画及び平成 11 年 12 月に認定を受けた TMO(中小小売商業高度化事業)構想において、中心市街地活性化の要所に位置付けられており、また、交通体系上から見ても、都市計画道路横井中央線と主要地方道島田吉田線が交差する本通商店街の角地に当たることから、新たな賑わいを創出する施設を設置することが可能な場所であり、この地区の開発は非常に重要なものであると言えます。

市におかれましては、今回分譲されている棟の北側(本通り側)において建設計画が出された折には、その計画が周辺住民や商業者等の意見やコンセンサスを得た上で進められ、中心市街地の活性化に寄与するものになるよう、土地利用及びまちづくりの両面から本通側の低層階における商業系機能の充実と景観に配慮した適切な指導を行って頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

今回分譲されている棟の北側(本通り側)の建設計画が出された際、「土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の規定に基づく事業に該当する場合には、審査及び承認を行い、適正な施行を指導します。

また、この地区については、御指摘のとおり本市の中心市街地の要所であり、都市計画においても、商業地域に指定し、かつ、中央第三地区計画や高度利用地区の指定がされている地区であります。

したがって、地区整備方針にも定めっているとおり、本地区においては、土地の高度利用を図り商業環境を整備する中で商業業務施設が立地する地区を目指しておりますので、これらの規定に基づいて、引き続き規制・誘導を図ってまいりたいと考えております。

また、当該箇所を含むこの地域については、今後、この地域全体の活性化のための方針や計画を定めた、新たな中心市街地活性化基本計画の策定が必要であり、そのためには、市を中心に商工会議所をはじめ、商店街連合会や地域住民の皆様が一体となった取組みが求められますので、引き続き御支援、御協力をお願いします。

(要望項目)

(2) まちづくりや地域コミュニティ形成を促進させる条例の制定について(継続)

商店街の地域における役割は、ご高承の通り、商品の販売やサービスの提供だけでなく、地域の防災・防犯やお祭り等を通じた地域コミュニティの担い手としての役割を果たし、近年では高齢者・子育て支援や環境・リサイクル活動を行なう等、地域にとって必要不可欠な存在であると言えます。

しかしながら、全国津々浦々の商店街では、その構成員たる個店の移転・廃業や経営者の高齢化及び後継者不足等の要因により、商店街活動が低下し、将来的には活動の維持さえも危惧されている状況にあります。

こうした背景を踏まえ、本県では、商店街で営業している大型店やチェーン店等に対し、商店街活動への積極的参加や地域貢献を求める「静岡県商店街振興及び活性化条例」を平成 25 年 4 月に施行しました。しかし、同条例はあくまでも理念条例であるため、個別具体的な内容は、地域の実情を踏まえた上で県内各市町において別途条例を制定するよう県として提唱されております。

昨年度同要望を行った際、近隣市町の動向を見ながら、条例制定の影響や効果を検証していく旨回答を頂いておりますが、当市の商業環境の現状を斟酌頂き、同条例において行政の役割として挙げられている商店街の振興及び活性化を図るための施策として、市独自の商店街活性化条例を早急に制定して頂きますよう引き続き要望致します。

(回 答)

「静岡県商店街振興及び活性化条例」では、「商業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加することで、商店街の振興と活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与すること」を目的としております。

市において、他の地方公共団体の制定している同様の条例等を検証する中では、市は勿論のこと、商店街において事業を営む商業者や商店街、商店会、経済関係団体等の責務や連携が求められております。

今後、島田市独自の商店街活性化条例の制定に向け、それぞれがどのように責務や連携を果たしていくのか協議・検討していきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

(要望項目)

(3) 市内中小企業に対する業務発注率の維持向上について（継続）

東北地方における復興事業の本格化や防災・減災を目的とした国土の強靱化と経年劣化が進む各種インフラへの対応、そして平成 32 年の東京オリンピック開催決定等、国レベルにおいては建設業界に明るい兆しが現れて来ておりますが、市内における建設工事については、官民間問わず減少傾向であり、特に公共工事への依存度の高い中小企業は大変厳しい状況にあります。

元来、建設関連業界は地域雇用の受け皿という側面も有しておりますが、このような厳しい経営環境によって悪化した技能労働者の雇用環境により、若年入職者が大幅に減少しております。他方、団塊の世代を中心とした技能者の退職が進んで来ており、このままでは建設関連業界における後継者の育成や技能・技術の承継が滞ってしまうことが懸念されます。

つきましては、地域雇用を確保し、健全な地域建設業を守るためにも、市発注の公共工事に係る市内中小企業に対する発注率の維持向上に引き続き努めて頂きたいと要望致します。

また、小売業をはじめとするその他業界におきましても、厳しい経済情勢の中、若年労働者の確保に悩まされております。よって、一般物品の購入並びに各種業務委託契約に係る市内中小企業に対する発注率につきましても、その維持向上に努めて頂きますと共に、物品購入の発注における銘柄指定の場合は、計画予算取りの段階より業者選定に配慮して頂きますよう併せて要望致します。

(回 答)

国が毎年度作成している「中小企業者に関する国等の契約の方針」において「中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。」と明記され、地方公共団体に対しても、このことについて要請が来ております。また平成 26 年 6 月 4 日には建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、「担い手の中長期的な育成・確保の推進」が追加されました。

これを受け、島田市におきましても地元中小企業の受注機会の確保、担い手の育成については極めて重要であることと認識し、公共工事の発注については、市内業者を優先した指名競争入札や、市内業者のみによる格付公募型一般競争入札を積極的に実施しております。

小売業をはじめとするその他業界におきましても同様に、競争性を確保したうえで、市内業者を優先した指名競争入札を実施しております。また、計画予算取りの段階での見積もり依頼につきましては、あくまでも参考見積と判断しています。御理解をお願いします。

今後も、公共工事をはじめ物品購入・各種業務委託についても、地域活性化及び災害の対応などの観点から市内業者に発注するよう努めてまいりたいと考えております。

(要望項目)

(4) 地元中小製造業の工業用地の確保・整備及び工場跡地の有効活用について(継続)

市におかれましては、工業用地の確保・整備について、初倉・中河地区及び新東名高速道路 IC 周辺の土地について関係機関と調整を図りつつ、開発の調査を進めていくとのことですが、地元中小企業の近代化促進及び市外移転防止のため、工業用地の確保・整備について引き続き要望致します。

また、過去 10 数年の中で、市内大手企業の工場跡地（用途地域指定：準工業地域）に商業集積（施設）が建設される事例が多発しております。市が中心市街地の活性化とコンパクトシティを推進している一方で、郊外への商業集積（施設）の立地は、まちづくりの観点からも好ましいことではありませんし、平成 11 年 3 月に策定された中心市街地活性化基本計画に基づき、今まで費やしてきた時間と投下された税金が無駄と化してしまう恐れがあります。

市におかれましては、都市計画法上の特別用途地区の指定を活用し、準工業地域における延べ床面積 1 万㎡超の大型集客施設の建築規制（平成 24 年 3 月 30 日決定）を行なっていますが、これは 1 万㎡までの集客施設は立地可能ということを意味しております。

しかし、平成 25 年度の県内全市町における大規模小売店舗立地法に基づく届出 11 件の平均店舗面積は 2,199 ㎡という結果が出ており、この 1 万㎡超の建築規制は、実態とは大幅に乖離しております。特に、当市のような人口 10 万人程度の中小都市においては、1 万㎡超の建築規制では、「規制」の内には入らず、準工業地域における商業集積（施設）の立地は正しく「野放し」に近い状態と言っても過言ではありません。

以上を踏まえ、準工業地域における工場跡地の活用につきましては、元来、島田都市計画で定められた工業系の活用（施設立地）を推進して頂きたいと要望致します。

また、都市計画法上、同用途地域は商業施設の立地が可能であることから、既存中小商業・サービス業の健全な発展に影響が出ぬよう大型集客施設の規制面積を上記記述の通り、実態に合わせて変更するか、若しくは、静岡市における「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例及び指針」のような具体的な対応を講じて頂きたいと併せて要望致します。

(回 答)

本市では、平成 21 年度に策定した島田市都市計画マスタープランの目指すべき都市像である集約型の都市構造の実現を目標に土地利用の誘導を図っているところであります。

平成 18 年のまちづくり三法の改正によって、10,000 ㎡を超える大規模集客施設の立地の規制が強化されており、商業地域、近隣商業地域、準工業地域のみが立地可能になり、3,000 ㎡から 10,000 ㎡までが第二種住居地域、準住居地域、工業地域、白地地域となっております。

このような中で、本市としましては、新たな中心市街地活性化基本計画の策定を視野に入れつつ、集約型の都市構造の実現を図るためにも準工業地域における大規模集客施設の立地を規制したところでありますので、さらに、10,000 ㎡以下の店舗についても規制を強化することは、他の用途地域など都市全体のバランスから適当ではないと考えております。

また、新たな工業用地の確保・整備につきましては、新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地区と中河東中瀬地区の 2 地区について検討をしております。

この 2 地区は、平成 26 年度に内陸フロンティア推進区域(県版)に指定され、整備の推進を図る区域となっており、現在は、調査や地元協議、関係機関との調整を行っております。

当面は、市内の工場跡地や遊休土地について、適宜情報提供を行い、市内外の企業誘致を図ってまいります。

(要望項目)

(5) 地域への波及効果が高い企業誘致について（継続）

市におかれましては、当市の企業立地上の優位性に加え大井川の豊富な地下水を活かし、市内への企業誘致を積極的に図って頂いておりますが、国道 473 号線の 4 車線化、国道 1 号バイパス（佐夜鹿～野田）の 4 車線化、国道 473 号バイパス（金谷御前崎連絡道路）の新設事業によって、当市の交通アクセスの利便性は向上し、企業立地上の優位性は益々高まっていくと考えられます。

よって、今後も雇用の創出や固定資産税をはじめとする税收効果の向上や市内中小企業への発注が期待出来る裾野が広く地域への波及効果が高い企業を誘致して頂くよう引き続き要望致します。

(回 答)

御意見のとおり、南北軸及び東西軸主要道路の整備により、交通アクセス機能の向上が期待されており、島田市の優位性は益々高まるものと予想されます。

今後もこれらの優位性を活かした市内への企業誘致を積極的に図っていきたいと考えております。

また、企業（業種）につきましては、食品製造や飲料水関連企業は原材料となる地元農産物や、製造時に必要とする包装紙や梱包材、物流、印刷など、地元への波及効果が期待できますので、今後もこれらの業種を含め、市内中小企業のビジネスチャンス創出にも繋がる裾野が広い企業（業種）を念頭において誘致に取り組んでいきたいと考えております。

(要望項目)

(6) 県道河原大井川港線の拡幅及び道路照明灯の設置について(継続)

県道河原大井川港線につきましては、県として島田金谷線交差点付近及び源助橋付近の改良を優先的に進めて行くとのことですが、特に、同路線島田市横井 4 丁目地先（島田球場付近）の幅員が極めて狭隘で、大型車輛の擦れ違いには余裕が無く、現に転落や接触を伴う交通事故が発生する等、大変危険な箇所となっております。

現状の道路構造のままでは、交通量に見合った道路機能が不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、同路線の拡幅について県宛働き掛けて頂きたいと引き続き要望致します。

また、同路線横井 2 丁目地先にて発生した夜間死亡事故を機に、事故現場付近へ道路照明灯を設置して頂いたところですが、元々同路線沿道は全体的に大変暗く、未だに道路照明灯の無い横断歩道も点在する等、依然として危険な状態が続いております。

つきましては、歩行者の安全確保はもとより交通事故の未然防止のため、可能な限り多くの道路照明灯等が設置出来ますよう県宛働き掛けて頂きたいと併せて要望致します。

(回 答)

一般県道河原大井川港線については、谷口橋北交差点の左折レーンの設置を平成 24 年度から平成 25 年度にかけて事業を実施し、平成 25 年 6 月末に完成し、円滑な車両の走行が確保されております。

また、引続き要望をいただいております島田市と藤枝市の境に位置する一級河川大津谷川を渡河する源助橋付近については、平成 25 年度までに測量・設計を終え、平成 26 年度に道路改良事業が完了すると伺っております。

その他、一般県道河原大井川港線と一般県道島田金谷線の交差点付近については、給食センターの移転が必要となるのですが、移転適地が無く事業の進捗が図れていないと伺っております。

残りの区間であります谷口橋北交差点以東及び島田市横井 4 丁目地内（島田球場付近）の道路改良については、引続き県に要望を行ってまいります。

一般県道河原大井川港線の道路照明灯の設置については、県と警察とが協議を行った結果、今年 3 月までに照明等の無い横断歩道の箇所に、道路照明灯 3 基を設置すると伺っております。

今後も、安心安全に通行ができますよう道路の拡幅及び道路照明灯の設置を市としまして、要望を行ってまいります。

(要望項目)

(7) 東海道新幹線「富士山静岡空港駅」の設置推進について(継続)

平成 26 年 3 月に策定された島田市総合計画後期基本計画における重点的取り組みとして「新東名高速道路島田金谷 IC 周辺における新たな土地利用」があげられており、その中で、東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置について、県及び周辺自治体と連携し、その実現に向けて取り組むことが記載されています。

市におかれましては、平成 16 年度に県に対して島田市側への新駅ターミナルの設置を求め、県に提案して頂いた経過があり、昨年度要望の回答の中で、今後も島田市や空港周辺地域のために最も有益な新駅となるよう働き掛けるとされておりますが、平成 22 年 12 月に県が策定した空港を核としたガーデンシティ構想の中で示されている新駅候補地では、空港に近接した直下という構造から、新幹線と空港の乗継ぎ面での利便性向上は図られますが、空港周辺地域への社会的・経済的な波及効果は、限定的と言わざるを得ません。

よって、新駅については、富士山静岡空港の付加価値を高めつつ、空港周辺地域の活性化にも寄与する場所に設置するのが最善と考えますので、これらを踏まえた上で、用地確保を含めた新駅設置の可能性及び設置した場合の経済効果等について十分検討を加え、引き続き県へ働き掛けて頂きたい引き続き要望致します。

回 答)

新幹線新駅については、平成 10 年度に東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会が発足し、平成 12 年 8 月の総会において、直下駅案が最適であるとされています。

その後、平成 16 年度には、島田市が周辺地域の活性化のためには島田側へ新駅ターミナルを設置すべきであると県に提案した経過がありますが、東日本大震災や社会情勢の変化などにより、県においては空港利用者の利便性を高めるための新駅という考え方だけではなく、空港を国の基幹的広域防災拠点とするための新駅、あるいは、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックによる一時的な航空需要増対策や富士山噴火の際の成田・羽田空港等の代替空港として首都圏空港に位置付けるために必要な新駅という新たな視点が加わってきています。

県では、新駅設置に向けた動きを加速させるため、平成 26 年 9 月県議会で「富士山静岡空港新幹線新駅関連調査事業費」が承認され、調査を行っており、その調査結果は年度内にまとめられるものと思います。

さらに、平成 27 年度の県の予算において 20,000 千円の予算を計上し、新駅の建設を技術面から検討する有識者会議の設置や駅の構造、位置、費用などを調査すると聞いております。

こうした県や国の動向を見ながら、東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会をはじめ、各方面に対して、島田市や空港周辺地域のために最も有益な新駅となるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

(要望項目)

(8) 島田市勤労者住宅資金利子補給金の取扱いについて(継続)

市内勤労者の住宅建設に要する資金の融通を円滑にするため、市内に自己の住居を建設しようとする勤労者に対して交付する島田市勤労者住宅資金利子補給金は、制度導入当初の趣旨である「勤労者福祉」の観点から取扱金融機関を静岡県労働金庫に限定しておりますが、ご承知の通り住宅ローンについては、各金融機関から様々な商品が提供されており、利用者はその中から自由に選択出来る状況です。

市におかれましては、現在の財政状況を考慮すると本利子補給金取扱金融機関の拡大は厳しいとの判断をされておりますが、例えば、利子補給率・補給限度額・利子補給期間等の制度内容の見直しを行うことにより、市場の公平性の確保及び利用者の選択の自由の尊重と利便性の向上のため、取扱金融機関を静岡県労働金庫以外の金融機関にも拡大して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

島田市勤労者住宅資金利子補給金については、9月に実施された事業仕分けでも議論され、「市場の公平性や選択の自由」や、「事業効果の検証や研究」等のご意見や必要性についてのご指摘をいただき、「改善が必要」との評価を受けております。

このため、平成 27 年度において、島田市勤労者教育資金利子補給金事業も含め、勤労者の福祉増進施策として何が必要かを関係団体と協議・検討していくこととしております。また、「国の地域住民生活等緊急支援のための交付金事業」を活用し、定住人口の増加と地域経済の活性化を目的として、県外から島田市へ転入する世帯が住宅を購入するための補助制度を実施するよう計画しておりますので、それらを踏まえたうえで、本利子補給金の取扱金融機関の拡大については、方策の一つの選択肢として検討していきたいと考えております。

(要望項目)

(9) 市内の定住人口増加及び住宅関連産業等の需要下支えのための市独自の新たな施策について(継続)

少子高齢化時代を迎え、島田市の将来にわたる継続的な発展や経済活性化を考えた時、定住人口の増加は重要な政策課題の一つと思われます。

市におかれましては、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金や木材需要促進対策奨励金をはじめとする住宅関連の各種助成制度を実施されておりますが、住宅リフォーム奨励金やエコマイハウス支援事業費補助金等は、多くの利用実績があったにもかかわらず、平成23年度をもって廃止となりました。

つきましては、市内の定住人口増加と住宅関連産業等の需要下支えのため、住宅の新築・リフォーム等に関連した市独自の施策について積極的に導入されますよう引き続き要望致します。

(回 答)

御指摘のとおり、定住人口の増加策を喫緊の課題と捉え、本年度からの総合計画後期基本計画において重点プロジェクトとして取り組んでいます。さらに、国の地方創生の動きをいち早く察知し、市役所内に「まち・ひと・しごと創生推進本部」を10月に立ち上げ、人口傾向分析のほか定住人口拡大策などの検討を進めているところです。

また、直近の取組として、団塊の世代を対象とする「地域おせっかい人養成講座事業」を立ち上げました。これは、定住人口拡大策に関連する地域における少子化対策の一環として、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うことができるよう「地域おせっかい人」を養成するとともに、団塊の世代の人たちの経験や知恵を活かすことができる生きがいづくりの場、さらには顔の見える地域の支えあいを産み出す一助となると考えております。

御提案の住宅の新築・リフォーム等に関連した独自施策の導入については、現在実施しております「木材需要促進事業」と「太陽エネルギー利用促進事業（太陽光発電設置費補助）」を引き続き継続していく中で検討していきたいと考えます。

(要望項目)

(10) 島田市地域産業振興補助金に係る予算額の大幅な増額について(継続)

市におかれましては、島田市地域産業振興補助金を設け、中小企業者等の設備及び施設の整備等に対して支援を行なって頂いており、年々増している実績に応じ、平成 26 年度は総額 1,000 万円(前後期各 500 万円)まで予算額を拡大して頂いたところですが、厳しい経営環境におかれている中小企業の設備投資意欲を喚起すると共に、経営基盤の強化を図るため、より多くの市内中小企業者が利用出来ますよう可能な限り予算額を大幅に増額して頂きたく引き続き要望致します。

(回 答)

当該補助金につきましては、中小企業者からの要望も多く、平成 23 年度以降、毎年度予算を増額してまいりました。

特に平成 25 年度には、前年度の 2 倍の予算額である 800 万円を計上し、さらに本年度はそれを上回る 1,000 万円の予算を措置してまいりました。

ご存知のとおり、市も大変厳しい財政状況ではありますが、中小企業者への支援策として当該補助金への需要は高いと認識しておりますので、今後も当該事業への予算確保に努めていきたいと考えております。

(要望項目)

(11) 小水力発電の普及促進について（継続）

平成23年3月の東日本大震災を機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換や見直しを迫られており、化石燃料のほとんどを輸入に頼っている我が国においては、将来を見据えた適切なエネルギーミックスの推進が課題となっております。

こうした中で、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーは、地球温暖化対策やエネルギーの安定供給の確保に資するなど、将来にわたり安全・安心で持続可能な社会を構築する上で、大変重要な役割を担っております。

特に、農業水利施設を活用した小水力発電については、平成25年3月に県がガイドラインを策定してその推進を図っており、当市においては、農林水産省が大井川土地改良区の農業用水を利用した小水力発電所を市内伊太地区に建設し、平成25年7月に稼働したところですが、農業用水をはじめとする水利に大変恵まれた当市にとって、小水力は正に次代を担う地域エネルギーとして活用出来る重要な資源であります。

市におかれましては、小水力を活用した発電を当市の新たな地域エネルギーとして普及させるため、設置適地の調査をはじめとする研究に積極的に取り組むとともに、民間が行なう小水力発電の技術開発や施設建設等に対する支援策を検討されますよう引き続き要望致します。

(回 答)

現在、伊太小水力発電所が供用を開始しているほか、六合地区において大井川土地改良区が小水力発電所の整備を予定するなど、他市町と比較して小水力発電の導入が進んでいると考えます。また、市民グループから小水力発電候補地を御提案いただくなど、民間からも導入提案に向けた積極的な動きが見られます。

小水力発電は市内を流れる豊富な水が活用できるほか、比較的安定的に出力できる再生可能エネルギーとして、総合計画後期基本計画においてその導入促進に努めることを位置づけております。

今のところ事業採算等において課題があると思われ、民間事業者による参入の声は聞かれません。市としましても引き続き調査・研究を進めるとともに情報収集を行ってまいります。

(要望項目)

(12) 島田市民病院における医師及び医療従事者の安定的確保に向けた取り組み推進について(新規)

全国的に医師及び医療従事者不足が指摘されている中で、2 次保健医療圏に位置付けられている島田市民病院の医師及び研修医の数は、93 人（出典：平成 26 年 4 月 1 日現在島田市民病院 HP より）であり、県内の 2 次保健医療圏における人口 10 万人当たりの平均値 127.9 人の 72%という看過出来ない状況にあります。

平成 26 年 5 月に策定された「新市立島田市民病院建設基本構想（案）骨子」の中で、「現病院機能を維持するために重要な医師をはじめとする医療従事者の確保は容易ではないことから、地域に不足している医療機能をすべて市民病院に求めることは現実的とは言えません。」と記載され、将来的には医療を分担して行く方向が示されております。

しかし、超高齢化時代を迎え、複数の受診科に通う方や病院間を安易に移動する手段を持っていない方々が益々増加することが予想され、寧ろ、近い将来は、医療のワンストップサービスが求められるものと思われます。

このような中で、地域医療の根幹となる市民病院の医師及び医療従事者の不足やそれによる閉科が増加することは、市民の命を守る総合病院としての役割を果たして行くことは出来ません。

市民が安心し、頼りになる島田市民病院として機能して行くためには、病院そのものの設備機能の充実のもとより、医師及び医療従事者が数ある医療機関の中から島田市民病院を選択して頂けるよう、労働環境及び生活環境の整備・充実を図られたく要望致します。

(回 答)

平成 27 年度以降に策定される地域医療構想では、一医療機関、一自治体の枠を超え、広域での医療提供体制の再編成が行われる予定です。国は医療機関に対し、より一層厳しく機能分担と連携を求めてくることは明らかであり、身近な地域でのワンストップサービス、すなわち生活圏域において医療・介護など必要なサービスを受けられる環境づくり=地域包括ケアシステムの構築を目指しています。市民病院としては多くの市民の方々の医療の求めに応じていかななくてはならない一方で、医療の変革期に臨み、国が進める機能分担の方向性とも折り合いをつけていかななくてはならないと思っています。

医師が病院に望むことは主として、医師として働きやすい環境と、向学心に応えることのできる支援ではないか、と考えます。働きやすい環境とは、住環境や子供の教育環境が良好であるといった外部要因に加え、内部要因として、院内における医師の負担軽減を図るサポート体制が整備されていることが重要となります。具体的には、医療秘書の配置や医師が書く書類の代行補助などを行い、自身の専門診療に打ち込めるよう組織として配慮しています。

一方、治療行為や手術などの医療技術の習得や、治療・手術の実績づくり（論文・学会発表）が医師個人としての目標と考えられます。そのような医師の向学心に応えるためには、優れた指導医を揃えることは勿論、院内カンファレンス、Web 会議による院外研修や学会出席など、様々な学習機会を充実・確保することが重要だと認識しております。また、修学資

金貸付制度や図書購入費の支給なども行い、医師の向学心への支援を行っています。

医師確保については、関連大学への医師派遣の働きかけを粘り強く続けていくとともに、特に県内出身者が多く在籍する地元医大への働きかけを強めていきたいと考えております。また、医師を目指すきっかけとなるような病院見学会や医師の体験実習などのイベントを積極的に開催していくことが、地元からの医学部進学者を増やすことにつながると考えられます。市民病院で医師のスタートをきった研修医には、3年目以降も後期研修医として在職してもらえるような働きかけをしていきたいと考えています。

なお、看護師についても毎年退職者が30数名あり、慢性的な看護師不足の状況が続いています。

このため、新規採用だけでなく中途採用を随時実施し確保に努めています。また、育児休業からの復帰支援のため、育児短時間勤務の実施、院内保育所の利用時間の延長や休日・24時間保育を行っております。

(要望項目)

(13)ラウンドアバウトの導入について(新規)

交差点における交通車輛のスムーズな通行を可能とするため、これまで様々な取り組みが行われてまいりましたが、2000 年代に入り、日本においてもラウンドアバウトの導入が進んで来ております。

この動きは、ラウンドアバウトの安全性の高さが他の交差点形式よりも優れていることや、車輛のスムーズな流れを確保出来るということが最大の理由であると言われております。また、交差点部における信号等の施設維持管理経費の削減や車の CO2 排出抑制効果等、ラウンドアバウトの効果は多岐にわたると言われております。静岡県においても、「静岡県ラウンドアバウト検討委員会」が設置され、検討が始まっておりますし、焼津市においては既に実証実験も行われました。島田市内には、御仮屋町の変則的な交差点のように車輛のスムーズな通行が必ずしも確保されていないところもあることから、市内交差点へのラウンドアバウト導入に向け積極的に取り組まれるよう要望致します。

(回 答)

ラウンドアバウトは、ロータリーなどと呼ばれる円形交差点のうち、環道交通が優先される交差点のことをいい、全国各地の設置導入事例によると、特に五差路などの変形交差点において、交通処理の円滑化や交通事故の削減に効果が確認されるとともに、東日本大震災以降では、停電時における交差点処理の安全性・自律性確保の観点においても効果が期待されていることは御案内のとおりであります。

平成 26 年 9 月 1 日にはラウンドアバウトの通行方法が明確化された改正道路交通法が施行されたことにより、全国的に今後より一層普及が進むものと思われます。

その一方で、車両交通や自転車歩行者通行量の多い交差点では交通処理能力が大きく低下するといわれるなど、ラウンドアバウトも決して万能ではなく、道路ネットワークにおける装置の一つであり、交通事故の防止を目指すうえで道路利用者一人ひとりの交通ルールの遵守が何よりも重要であることには変わりはありません。

市としましては、ラウンドアバウトの導入に向けた全国的な動向を注視しつつ、市内の交差点への適用可能性について研究・調査を進めていくとともに、交通ルールやマナーの向上についても広く呼びかけ、交通事故のない社会の実現を目指してまいります。